

学童保育クラブ保育指針
(第四版)

特定非営利活動法人

町田市学童保育クラブの会

目 次

前文	(1)
第1章 学童保育クラブの目的と役割	(1)
1. 目的	
2. 学童保育クラブの果たす役割	
3. 学童保育クラブが地域で果たす役割	
第2章 保育の目標・基本方針	(2)
1. 保育の目標・基本方針	
2. 保育環境の特徴	
第3章 子どもの発達	(3)
1. 子どもの発達と学童保育クラブ	
2. 児童期（6歳から12歳）の発達	
3. 学年ごとの発達の特徴と配慮事項	
第4章 学童保育クラブにおける保育内容	(9)
1. 保育内容	
第5章 保育計画づくりと留意事項	(12)
1. 保育計画を作成するにあたって	
2. 支援員同士の協力体制・会議	
3. 遊び・活動・教材の準備と研究	
4. 特別な援助を必要とする子どもへの配慮	
第6章 健康・安全に関する留意事項	(16)
1. 子どもの健康	
2. 事故防止・安全指導	
3. 虐待への対応	
第7章 保護者と共にすすめる子育て	(20)
1. 保護者を取り巻く状況と学童保育クラブ	
2. 保護者一人ひとりの子育てを支える支援員の役割	
3. 子どもを真ん中に支援員と保護者、保護者同士が支えあい 成長しあう場としての学童保育クラブ	
4. 保護者会とのかかわり	
第8章 学童保育クラブ支援員の役割と仕事	(22)
1. 支援員の役割	
2. 支援員の仕事内容	
第9章 学童保育クラブ支援員の責務(倫理)	(25)

学童保育クラブ保育指針

前 文

子どもは、平和と安全が保障された社会において、生命および基本的人権が守られ、「人として尊ばれる」べき存在であり、かつ、人間らしく生まれ、生き、発達する権利がある。

私たちは、子どもが権利の主体として輝いていられる社会を実現することを、私たち自身の義務であると考えます。

私たちは、子どもの最善の利益を考慮し、豊かな子ども時代をおくれるよう、ここに学童保育クラブ保育指針を定め、学童保育クラブにおける発達の指標とする。

この学童保育クラブ保育指針は、「子どもの権利条約」の理念をふまえつつ、今後子どもに関わる全ての人によって常に研究し改善されながら、より豊かに発展していくものである。私たちは、上記の理念に基づき日々努力を積み重ねていくこととする。

第1章 学童保育クラブの目的と役割

1. 目 的

学童保育クラブは、児童福祉法に基づき、保育が必要とされる小学校児童の、豊かで安全な生活の場を築くことによって、子どもの心身の発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

2. 学童保育クラブの果たす役割

- 1) 働く保護者を持つ子どもの放課後および学校休業日の生活を継続的に保障する。
- 2) 子どもの心身ともに健やかな発達を保障する。
- 3) そのことを通して、保護者が安心して働くことを保障する。
- 4) 地域社会の子育て支援の一助とする。

3. 学童保育クラブが地域で果たす役割

学童保育クラブは、地域に根ざした子育ての場として、地域の様々な人たちと連携をとり、そのことを通して地域の子供達の健全な育成に貢献する役割を担う。

学童保育クラブは、地域の中で遊びや文化を伝え広げていく役割をもち、そのために地域に対する働きかけが必要である。また、子どもたちの生活経験を豊かにするために、地域の自然、人材、行事や公の施設を積極的に利用する。

第2章 保育の目標・基本方針

1. 保育の目標・基本方針

学童保育クラブでの保育の目標・基本方針を、以下に5分野で表現する。ここでいう保育の目標とは、子どもたちが学童保育クラブですごす期間のうち、どのような環境ですごし、どんな力を身につけるべきかを表したものである。

1) 環境：のびのびとすごせる温かい環境であること。

学童保育クラブは子どもにとって家庭にかわる生活の拠点である。したがって、学校での緊張を解きほぐせるような、くつろいだ雰囲気の中でのびのびとすごせる環境であることが望ましい。また、身近な自然や地域環境の中で、様々な体験を積み重ねていく場である。

2) 健康：健康で安全な生活が保障される場であること。

健康・安全に関して、生活に必要な習慣や態度が養われることが望ましい。

3) 人間関係：一人ひとりの子どもが大切にされ、自主性が育つ場であること。

人との関わりの中でお互いを認め合って、励ましあい助け合う態度や思いやりを育てていくとともに、一人ひとりの個性や能力に応じて意図的な働きかけを行い、子どもの成長・発達を促す場である。

4) 言葉：生活の中で、自分なりの考えを育み、言葉で表現できる力を養う。

一人ひとりの子どもの学年・発達に応じた、思考する力、認識能力、言葉で表現する力を養えるよう援助する。

5) 表現：様々な体験を通して豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと。

日常生活の中で、様々な遊び、文化的な取り組み・活動などを通して、豊かな感性を育み、自己肯定観をもった人間となるよう、援助する。

2. 保育環境の特徴

1) 遊びおよび生活の場

学童保育クラブは、児童福祉法で「遊びおよび生活の場」と規定されており、その基本は、遊びを中心とした、放課後の生活であり、子どもにとっては、学校生活の緊張から解放され、自由でのびのびとした活動が保障される時間であるとともに、遊びの内容と仲間を自らの意思で決定することができる場である。同時に、保護者の就労等により保育を必要とする児童であることから、家庭にかわる大人の保護のもとで安全が保障される生活の場である。

2) 異年齢による集団生活

学童保育クラブは、その施設・設備の特徴から、異年齢の子ども達が同時に同じ場所ですごす。それは、性格、発達状況、体の大きさ、興味、関心などが異なる多様な子ども達が集いすごすということである。

多様な人間関係の中でもまれながら育ち、時にトラブルとなりながら、それをのりこえることで、「立場が違えば考え方も違う相手を理解し思いやる」経験のできる場が学童保育クラブである。

第3章 子どもの発達

1. 子どもの発達と学童保育クラブ

学童保育クラブは、そこで生活する子どもたちを保護し、愛護し、教育する。学童保育クラブ支援員(以下、支援員)は、子どもの発達のすじみちの全体像と、子どもの発達には順序、個人差があることを理解し、その上で個々の子どもの発達の可能性・課題をつかむようにしなければならない。

また、子どもが学童保育クラブに入る以前に育ってきた環境がそれぞれ異なることをふまえ、個々の子どものもつ経験の違いを発達段階の違いとして配慮しなければならない。

子どもは無限の可能性を秘めているが、それは子どものおかれた環境によって大きく変わってくる。子どもたちは社会的、身体的、精神的、文化的といった、様々な領域がからみ合った中で発達していく。そのことを十分にふまえ、学童保育クラブでの生活は、個々の子どもにとって安全かつ安心できる場であり、ありのままの姿を現し、遊びを通して個性や能力を引き出し、成長発達に寄与する内容が求められる。

2. 児童期（6歳から12歳）の発達

この時期の子どもは、脳の発達とともに、身体的には骨格・筋力・心肺機能・生殖機能などが著しく成長する。そのために必要な栄養と運動は欠かせない。

精神的には、自分自身や自分と他人との人間関係、社会との関係を認識し、精神的自立を獲得していく上で重要な時期にあたる。また物事の善・悪の判断や、社会道徳・市民道徳の観念が形成され始める。

児童期の子どもをとらえるには、大人の保護がまだまだ必要であることを忘れてはな

らない。子どもは学童後期以降、思春期を経て大人の世界の門口に立つティーンエイジャーへと成長するが、子どもはいきなり依存を断ち切って自立した大人になっていくのではなく、依存しつつ自立していくことを、しっかりと大人が理解しなくてはならない。

大人によって保護され愛されている実感を伴うことが、大人の保護を離れ、自立していく上で欠かせない。子どもは大人に保護されている安心感を精神的なよりどころにしながら、日々の生活の中で自分の興味・関心を広げ、自分の意思と判断による主体的行動により、諸能力を獲得していくのである。

児童期の知識・技能および人格の発達にとって、様々な体験を豊富にすることが重要な要素である。また、身辺自立をし、生活の主体者となり、自己・社会に価値を見出していく上で、豊富で多面的な活動を保障していく必要がある。

特に身体的・感覚の発達は脳の発達と関係しており、そのために身体を十分に使って活発な活動を展開することは、感情のコントロールを行う上で重要な要素である。あわせて、言語能力を思考力へと高めきたえる時期であり、読み書き言葉の習得と、内言語（思考するための言語）を豊かにしていくことは、人格形成にとって不可欠である。

人間関係においては、自己中心性を乗り越えられるよう、自分の立場と相手の立場をも視野に入れながら、矛盾・トラブルを解決していく力を育てることが大切である。そのためには他人の立場になって、自分をとらえなおす自己客観性の形成が必要となる。また、自分らしさ・個の確立や社会的ルールを理解し道徳性を獲得しながら人間としての社会生活をより豊かに生きる諸能力を高めるために、集団生活の中で自治能力の発達を促すことが重要となる。

児童期を終えるまでに自分の興味・関心を広げ自らの生活を組み立てていけるように、基本的な生活習慣・生活技術・健康・衛生・安全への知識や能力を十分発達させるようにしなくてはならない。

3. 学年ごとの発達の特徴と配慮事項

1年生

1) 発達の特徴

入学という新しい環境の中で精一杯生活をしているので、家に帰るころには体力の限界をむかえ、寝てしまうということがある。1年生の子どもも多くは入学したことで自分が「大きくなった」と誇りに感じているが、新しい未知な環境に入ることに喜びを感

じられず、とまどいを示す子どももいる。また大勢の中で失敗をしてしまったこと等により、「学校に行きたくない」という思いにつながることもある。

また、身体的には幼児期よりも体力は向上するものの、まだ病気への免疫力は十分ではなく伝染病疾患にもかかりやすい。

この時期は幼児期から続く自己中心性はまだまだ強く、自分との関わりで物事を考えるのが特徴である。自分が見たり体験した具体的な出来事・物事を理解することができても、他人の立場に自分を置き換えて考える、ということは難しい。

1年生の中には、幼児期からひらがなやカタカナが読み書きできる子がいるが、本格的な書き言葉の習得はこの時期からで、体験を言語化し内言語を増やす活動を豊富にすることにより、自己内対話を発達させることが重要である。

2) 配慮事項

1年生は新しい環境の変化にとまどいを感じているので、学童保育クラブでの生活では緊張を和らげ、ほっとできる雰囲気を作る必要がある。生活の中でのびのびと自分を出せるようにし、また必要に応じて休息をとれるように配慮していく。

大人に対して「安心して甘えられる」という実感がもてるよう、暖かく接していく。また、体調の変化などを正しく言葉で訴えることができないでいることもあるので、ちょっとした表情や行動の変化にはよく注意を払う必要がある。

一般的に、1年生の集中力は短いので、支援員が話をするときは、その子に関わりのある内容を、具体的・簡潔に話すよう努める。また、子どもの話し言葉が未熟であったとしても、よく聞き取る姿勢が必要である。

2年生

1) 発達の特徴

2年生は1年生の頃より体力がつき、自分が「大きくなった」という誇りをもつようになる。この時期の特徴としては、他人と自分を比べ、より強いこと、より大きいこと、より速いことなどを重視する、「序列」の認識が強くなる。この認識により、様々なことができることをもとに、現在の自分を価値づけることができ、「頑張ったらできた」という自分自身の成長を自覚し、自己肯定感のもととなる。一方で、「できない」ことが自信の喪失につながりやすいともいえる。

この時期の子どもは、「自分自身のやっていることが相手の立場に立つとどうなのか」と言う考え方にまだまだ立てず、十分理解ができないものであるが、相手の行動に対し

て批判ができるようになり、他人に対する関心が高くなる。

また、1年生の頃より、見通しをもって生活する力がつき、余裕をもって生活をおくる姿がみられるようになる。

2) 配慮事項

この時期の特徴である「序列」意識については、「がんばったらできた」「楽しかった」「気持ちよかった」といった充実感・達成感などが得られる体験を通じて、積極的に自分の成長を感じ取れるようにしていくことが大切である。大人は、「できた」「できない」というだけの評価、他人との比較の評価は、子どもの自信を奪うものであることを自覚し、子どもに対して「ありのままがいい」という自己肯定感をもてるよう、支えていきたいものである。

生活習慣においては、少しずつ大人の手を借りる比重を小さくし、様々な体験を体や感覚で確かめることを大切にしながら、「こんなことができるようになった」という自負心を尊重していくことが大事である。

この時期は自分の行動を客観的にとらえて行動することはまだ難しく、「わがままさ」が残っていて当たり前である。そのため自己中心的な行動が現れることを念頭に置き、保育の中でおきる様々な人間関係でのトラブルは自己中心性の脱却する大切な体験として扱わなければならない。子ども同士で起きるトラブルは、他人との自分との思いや意見の違いを理解していく過程として重視し、丁寧に双方の思いや意見を引き出し、その感情を言語化していく手助けをする。

3年生

1) 発達の特徴

3年生は、1・2年生のころに比べて身体的なバランスがよくなり、走り方やボールを投げたりけったりすることなどの運動能力が発達してくる。1・2年生のときは、「できそうもない」となっていたことも、「やってみよう」と本気になることで、思いがけずできるようになった、ということがある。

この時期になると、ルールを理解し、守ることができるようになるので、集団遊びやスポーツ的な活動を仲間と共に楽しむことができるようになる。しかしまだ遊びの中でむきになったり感情的になったりと、遊びが長く続かない場合がある。

また、トラブルがおこって、感情的になることがあっても、時間をおくことで自分の気持ちが整理されたり、客観的に状況を説明できたり、出来事のふりかえりができるよ

うになってくる。自分のとるべき態度や立場というものを理解できるようになり、自己中心性から少しずつ脱却できるようになってくる。集団生活の中では、役割を与えると、その役割を誇りを持って果たそうとする姿が見られるようになる。

2) 配慮事項

3年生には1・2年生の間につけた経験や力をもとに、異年齢の集団の中での役割と責任を積極的に3年生に与え、その力を発揮する機会を多く持てるように配慮すべきである。未熟ながらも集団の中で認められたい、役割を果たせるようになりたいと努力する姿勢を大人は認め、「自分にもできるかもしれない」という実感がもてるような、役割や責任を少しずつ与えていくことが必要である。

1・2年生で得た生活力を仲間の中で自分のものとし、さらに高められるようにする。上級生に「憧れ」を持ちながらどんな力をつけたらいいか、どんな上級生になるのか、自分の成長に見通しを持ち、目標をもてるような姿勢を育てていく。

4年生

1) 発達の特徴

身体的には幼児性が抜け、少年・少女らしい体つきになってくる。女の子で早い子は第二性徴を迎え、「異性」の存在を急速に意識し始める年齢でもある。身辺自立はほぼこの時期に完了し、生活習慣において自分の意思で生活をコントロールできるようになっていく時期である。

脳の発達は、抽象的思考・論理的思考ができるようになり、内言語が豊富になり心の中で自己内対話の能力が発達してくる。また、記憶に関する能力が発達し、脳の機能はほぼ大人と同じ働きができるようになるといわれている。

それにともない、「考えて行動する」ことができ始める時期であり、現象としては大人の権威・判断への依存から、脱却をし始めることを意味し、大人の過度な干渉を嫌い、反抗的な態度として現れる事がある。「急に生意気になった」と言われるのはこの時期である。幼児期の保護者との密接な関係より、保護者の知らない子ども同士の世界を求めようになり、行動範囲も急速に広がりを見せる。「冒険してみたい」「保護者の言うとおりに行動するのは嫌だ」と一見「ギャングエイジ」ともいえる行動をとりたがる。子どもなりの「自分らしさ」を意識し、一人の人間としてのアイデンティティーが形成され始める、精神的な自立の上での大変重要な時期であると言える。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9・10

歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。精神的には、子どもから大人へと成長していく出発点ともいえる年齢である。

2) 配慮事項

この時期は、一見反抗的な態度を身近な大人に見せることがあるが、重要な発達の段階にあることを大人はしっかりと理解をすることが必要である。その上で、大人は子どもを一個の人格をもった人間として尊重し、子どもの発する言葉、態度、意見から、心の中を十分に汲み取る努力をするべきである。しかし、他者や自己を傷つける行動や善悪の判断においては、毅然とした態度を大人は取る必要がある。また、自主・自律へ向かい始めた子どもに対して、保護を必要としなくなったと錯覚することは誤りである。

興味・関心の広がりと共に、自分と他人との関係・自分と家族・社会との関係において、社会性が発達する時期でもある。そのため活動・行動範囲が急速に広がる時期なので、子どもの冒険心を大切にしながら、危険を回避する方法を教えていく必要がある。

大人の顔色をうかがうような萎縮した態度で接してくる子どもには、自分らしさを認め、自己肯定観が持てるような言葉かけ、働きかけを大切にする。大らかに自己表現ができるようになることが、その後の人格形成に大きな影響を与える。この時期の子どもは心の発達にとって大きな節目を迎えていることを大人は理解するべきである。

5年生・6年生

1) 発達の特徴

身体的に第二次性徴が現れ出し大きく変化する時期である。体の急激な変化は時により精神的不安定を生み出す。それに加え、それまで大人から教えられ、当たり前とされてきた価値観をくずしつつ、自分なりの価値観を形成していこうとする。そのため自分崩しと自分づくりが内面での葛藤となり大人への反抗的態度が表面化し、一方で自己認識の高まりとあわせて、不安となり、自信をなくしたりすることがおこりやすく、急に大人に甘えた態度で接する場面がみられる。

5・6年生になると、他人の視野に立って自分をとらえ直す自己客観性が形成される。この中で自己中心性を乗り越え、社会的存在へと本格的移行がされていく。また、この時期は、「こうありたい」という自己の目標（自我理想）を立て、それに向かって自分自身を励ましていくことができるようになる。社会の一定のルールを理解し、道徳的価値を重視することができるようになる。また自分の目指す人間像の理想が高くなり、自分が他人からどう見られているか、を気にしだす。

さらに集団生活に対する要求が高まる時であり、集団のリーダーとして自覚的に見通しをもって生活をできる資質が身についてくる。それまでの生活の積み重ねから、自分への自信を土台に、平等に下級生に接する意識が芽生える。それは自治能力の本格的な発揮を可能にする。

2) 配慮事項

身体的に第二次性徴を迎えた子どもには、何よりも大人へと変化しつつあることを共に喜び、自分の身体についての正しい知識がもてるよう指導する。また、内面の葛藤が時に反抗として現れる時期である。それは一人の大人になりつつあるという成長の過程であるということを大人は理解し、尊重しなくてはならない。「自分はこうありたい」という理想をもちたがる時期であるからこそ、子どもにとってのモデルとなるような存在となりたいものである。

この時期は、自分たちでルールを作りそれを平等に守るという自治能力、市民的道徳性の形成が重要になる。また、自己評価と同時に、同世代の他者からの評価に敏感に反応する時期である。様々な活動を仲間集団と共に取り組む中で、仲間に自分が認められる、自分の役割や位置づけといったものが実感できる仲間集団をつくりあげることが大切である。

この時期の子どもに対しては、子どもの自己決定権を十分尊重しつつ、社会のルールや道徳的価値観の理解がその子なりにできるように、導いていく姿勢が必要である。あわせて、生命の大切さを理解し、自分を大事にすることが何よりも大切なこと、自分を尊重することは、他人を尊重することへとつながり、民主的な社会の基本であることを大人として伝えたいものである。

第4章 学童保育クラブにおける保育内容

1. 保育内容

環境

- 1) 自然環境に興味をもち、様々な体験から自然を身近に感じ、大切にすることを育む。
- 2) 身近にある自然に働きかけ、自然とふれあい、様々な工夫をしながら、遊びを豊かにしていく。また、自然の中で小さな冒険をいくつも体験することで、大きな危険を察知して避けることができる力を身につけていく。
- 3) 四季の変化に興味・関心をもち季節ごとの自然との関わりを楽しめるようにする。

- 4) 季節ごとの日照時間の変化・気象状況に応じた対応ができるようにする。
- 5) 身近な社会の出来事に興味や関心をもてるようにする。
- 6) 身近にある公共施設の役割を知り、必要に応じて利用する。
- 7) 他国の文化・生活に興味をもち、異なる文化・習慣で育った子どもたちと生活できるようにする。
- 8) 飼育・栽培活動を通じて動植物に親しみ、いたわったり進んで世話をしたりする。
- 9) 学童保育クラブや地域で使うものをみんなで大切にし、後片付けや整理整頓ができるようになる。
- 10) 地域の人々や社会との関わりの中で地域社会への関心を高めていくようにする。
- 12) 郷土の文化・季節行事、地域の行事を知り、参加しながら次世代へ伝えていく力を育てていく。

健康

- 1) 生活の様々な場面で起こることに対して、安全に過ごすために子ども自身が危険から身を守る力をつける。
- 2) 体調の悪い時は支援員に知らせることができ、自分の体調を気にしながら生活を送れるようにする。
- 3) ケガをした時は援助を求め、簡単な手当が適切にできるようにする。
- 4) 交通事故の防止に努め、交通ルールを守り安全に生活できるようにする。
- 5) 毎日の生活が快適にすごせるように子ども自身が見通しをもって生活できるようにする。
- 6) 食生活と自分の身体・健康が関連していることを知り、おやつを捕食としてとらえ、栄養面・衛生面に十分注意しつつ適切な栄養が摂取できるようにする。
- 7) 気温・体温などを考慮しながら衣服の調節ができるようにする。
- 8) 子ども自身が自ら健康管理をできるように指導する。
- 9) 健康な身体づくりをするための保育計画を組み立てていく。
- 10) 衛生に関心をもち、健康との関連を理解し、清潔に生活できる力を養う。

人間関係

- 1) 共に生活する仲間である友達のことをお互いに理解し合い、様々な活動を通して関わりができる力を育む。
- 2) 群れて遊ぶことを通して、自分たちで必要なルールをつくりそれを守り活動できるよ

うにする。

- 3) 仲間同士のトラブルを暴力的な方法でなく話し合いによって解決していける力を養うようにする。
- 4) 協力と共同の経験を豊かにし、仲間と力を合わせて遊びや仕事ができる力を養うようにする。
- 5) 子どもたちが、年齢の異なる者同士、また同じ者同士、お互いの存在や関わりを通して理解しあい、成長できるように働きかける。
- 6) 継続的であり、異年齢の子どもたちのいる集団生活の中では、どの子にとっても居心地のよい場となるために、一人ひとりの気持ちが集団の活動に反映できるような関係が存在するよう働きかけていく。
- 7) 生活の中で様々な心と身体の経験を通して、自分が認められること、仲間を認める経験をしながら社会性や自主性を身につけていく。
- 8) 物事の善悪の判断ができる力を身につけ、規則・モラルを守りながら行動できる力を育てるようにする。

言葉

- 1) 人との関わりの中で、自分の気持ちや考えなどを言葉や文字によって適切に表現できる力を高める。
- 2) 自分の気持ちや考えを相手に伝えることができ、また相手の話を聞き、気持ちを受け止める力を育てていく。
- 3) 様々な体験を通して生活に必要な言葉がわかるようになるとともに、適切に使えるようになる。
- 4) 文学・科学など様々な分野に関心を持ち、親しみをもつ。
- 5) 絵本や童話に保護者しみ、内容に興味を持ち、様々な想像して楽しむ。

表現

- 1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を養う。
- 2) 感じたことや考えたことを様々な方法で表現できるようになる。
- 3) 芸術鑑賞や芸術・文化の創造活動を通して、豊かな表現力を養う。
- 4) 子どもの世界で伝承されてきた様々な遊びの文化や土地の風土・習慣を生活に生かしつつ、継承・発展させていくようにする。
- 5) 生活に必要な知識・技術を習得し、道具を使って遊びや生活に使うものを作り出して

いける力を養う。

- 6) 共に生活を作る活動の中で、自分以外の人に役に立っているという実感や、自分に対する自信を育てるようにする。
- 7) 遊びや創造活動を通じて挑戦したり冒険したりしながら自分の力を試していけるようにする。

第5章 保育計画づくりと留意事項

1. 保育計画を作成するにあたって

学童保育クラブでの保育目標を達成するために、支援員は、保育計画を作成する。作成にあたっては、以下の点に留意する。

- 1) 保育計画は、入会している子どもおよび家庭の状況や、保護者の意向、地域の実態を考慮し、各学童保育クラブに適したものとする。
- 2) 保育計画は、目標の達成のために、どの時期にどんなことをするのかという指導の目安として作成する。長期計画として年間保育計画、中期計画として学期ごとの計画、短期計画として必要に応じて月間・週計画を作成する。
- 3) 必要に応じて、一人ひとりの子どもの個別計画を作成する。
- 4) 保育計画は、家庭や地域社会の変化に適切に対応できるよう柔軟なものとし、常に軌道修正を加えたり発展的に見直すことが大切である。
- 5) 支援員同士が十分に話し合い、一致した保育計画を作成する。
- 6) 保育計画は、保護者の意見を聞くとともに、活動主体である子どもたちと相談して進め、子どもに一定の責任をもたせるようにする。
- 7) 保育の経過や結果を記録し、総括・検証を行い、保育計画を発展させるよう努める。
- 8) 高学年の保育計画は話し合いの段階から、子どもたちの意見をよく聞き、高学年にふさわしい活動内容と、無理のない計画を作成する。

2. 支援員同士の協力体制・会議

保育を行うにあたって、支援員同士が相互に協力しあい、適切な役割分担を行うとともに、全支援員の保育観が一致しており、子どもたちへの姿勢や保護者への対応が一貫していることが重要である。

そのために、職員会議や日々の打ち合わせ等で、遠慮なく相互に意見交流を行う。日々の保育の予定や指示・伝達にとどまらず、子ども一人ひとりの様子をとらえ、その実態・

発達課題等の情報を絶えず交換し、共有したうえで指導の見通しを立てることが必要である。

3. あそびの意義と配慮

1) あそびとは

子どもにとってのあそびとは、子どもが自発的、自主的に行うものであり、認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。また、頭と心と身体のバランスのとれた成長に必要な不可欠な栄養でもある。

現代社会において、子どもの遊ぶ時間が勉強や習い事によって少なくなる「時間」、都市化が進み、のびのびと安全に遊ぶ場所が少なくなる「空間」、そのため遊ぶ相手が少なくなる「仲間」という「三間」がなくなったと言われている。学童保育クラブという限られた時間・空間の中で「あそび」を子どもたちに経験させるため、環境を整えたり、一人ひとりの子どもの様子を見ながら配慮をすることは支援員の大切な役割の一つである。

2) あそびを通して培われるもの

子どもは人生にとって大切なことを「あそび」の中で、自ら獲得していく。子どものあそびは、発達の段階に伴って変化していく。

- (1) 様々なあそびを通して身体を動かすことで敏捷性やバランス能力などの運動能力が高まる。
- (2) あそびの中で、ものや自然に対する興味が生まれ、探求心や認識能力などの知的な発達が促進される。
- (3) 子どもは新たなあそびを見つけていくために、工夫を凝らし試行錯誤しながら学び成長していく。その過程を経ていくことで、あそびのイメージも広がり表現力が豊かになる。
- (4) あそびの中でルールを作りそれを守り遊ぶなど、同年齢あるいは異年齢の仲間関係を経験することで、協調、共感、役割、責任、他者との関わり方など、あそびを通して社会性も身につけていく。
- (5) あそびにより、勝つ、負ける、譲る、協力していく場面を通じて心や身体の発達や、情緒面、耐性(我慢すること)、自己肯定感、できたことに対する達成感などが得られる。
- (6) あそびは子どもの「やりたい」「やってみたい」という気持ちからスタートする。

興味や好奇心をきっかけとして、自主性・自発性が育つことにつながる。

3) 環境・安全に関わる配慮事項と危機管理

支援員はあそび場やあそびの内容によって絶えず事故やケガを想定し、日頃の安全点検・施設点検を通して行い、子どもの安全確保に努める。

子どもの動線に配慮し、遊具に不備はないか、発達に即した遊具があるか等確認する。また、遊ぶ場所の近くに収納場所があるかなど、子どもにとって片付けやすい環境等となっているか配慮する。

子どもがあそびを楽しむためには、遊ぶ場所へ適切な支援員の配置を行い、遊んでいる場所全てに目が行き届くようにし、周囲の状況に危険なものがないか気を配る必要がある。また、あそびの輪の中に支援員も入りながら、危険な行動をしていないかを配慮し、それをやめさせる場合は子どもが納得できるよう理由を明確にして説明する。日常的なあそびを通して、子ども自身の身体能力や判断力、注意力を養い、自分で危険から身を守れる力が身に付くように配慮をする。

4) 支援員の関わり方

支援員は、あそびを通して子どもたちの成長に繋がるよう、必要に応じて働きかけを行う。あそびの導入では、子どもが仲間関係をつくりながら、自発的にあそびをつくり出すことができるようにする。

子どもが自らあそびを選択できるようにするため、集団で遊ぶ、個人で遊ぶといった状況を踏まえて、環境づくりをすすめる。また、あそびに入りたくても入れないといった子どもの様子にも注視し、声掛けをしていく。

あそびの中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に支援する。さらに、トラブルが起きた際の対応は、子どもの心身の成長に繋がるよう、その子どもの課題に沿って関わることで子ども自らが成長できるようになることを意識する。

子どもたちがあそびを楽しむ感覚を持つことができるように、発達段階や状況を見極め、様々なリスクなどを考慮し、適切なあそびを提案できるようにする。

5) 支援員同士の振り返りと共有

あそびを通して普段とは異なる表情がみられることがあるため、あそびの中で発する言葉、表情、雰囲気、無言のアピール、他の子どもとの関わり方などを振り返り、支援員間で共有・相談し子どもの理解につなげていく。支援員会議やケース会議、日々の申し送りなどであそびの中で見える子どもたちの様子や変化、成長、交友関係などの情報

共有を行い、記録し保育方針を一致させていく。

また支援員の関わり方、あそびの導入の仕方、やりたいあそびを見つけられない子どもへの関わり方や子どもの生活とあそびの時間の配分などについても相談し共有していく。子どもの発達について学び、あそびの種類の情報を得る等の資質の向上に努めてあそびの準備、環境作りをすすめるために、支援員は自己研鑽をしていくことが大切である。

6) 保護者に伝える

学童保育クラブでのあそびの様子やあそびの中での成長をお迎え時や連絡帳、お便り、保護者会等で伝えていく。これらの機会を通して保護者と共に子どもの成長を喜び合える関係を築いていく。

4. 特別な援助を必要とする子どもへの配慮

1) 障がいのある子どもへの対応

障がいのある子どもの受け入れにあたっては、子どもや保護者と面談の機会をもつなどして、子どもの健康状態、発達の状況、保護者の意向などを個別に把握し、施設、設備、支援員の配置等、条件整備を行う。

障がいのある子どもが、学童保育クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な保育を行うことが求められる。継続的な保育を行うために、障がいのある子ども一人ひとりの様子や保育の内容を記録すると共に、事例検討や研修等を通して、障がいについての理解や適切な支援のあり方等を学ぶことが必要である。

地域社会における障がいのある子どもの放課後の生活が保障できるように、放課後等デイサービスとの連携及び協力を図る。障がいのある子どもの特性を踏まえた保育の向上のために、保育所、学校及び地域の専門機関と連携して相談できる体制を作る。

2) 特に配慮を必要とする子どもへの対応

入会時は丁寧な対応を行い、無理なく保育活動に参加できるよう細心の注意を払いながら、特に配慮を必要とする子どもの成長・発達が保障されるように努める。

(1) 外国籍の子どもをはじめ、様々な文化を背景にもつ子どもに対しては、それぞれの文化の多様性を尊重し、保育を行うことが求められる。子どものもつ文化を十分に理解し、無理なく生活できるよう配慮する。日本語の理解が不十分な子どもへは、関係

機関と連携し、生活の中で必要な日本語が習得できるよう支援する。また文化や言葉などの違いから様々な問題が生じた場合は、子ども同士のコミュニケーションがとれるよう配慮する。

(2) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る子どもに対するきめ細やかな対応などの実施については、子どもの性差や個人差にも留意し、「こうあるべき」という固定的なイメージを植え付けないようにしなければならない。子どもの性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに、一人ひとりの子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見もったりしないよう、人権に配慮した保育を心がけ、支援員自らが自己の価値観や言動を振り返ることが必要である。

(3) 家庭での養育について特別の支援を必要とする状況には、生活の困窮、保護者の病気や障がい等による養育困難、子育てと就労の両立が困難な家庭、DV等の問題がある家庭等、様々な理由が考えられる。子どもが家に帰りたがらない、過度にお腹を空かせているなどの様子に目配りしながら、早期発見、早期把握に努める必要がある。家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努めることが必要である。

※学童保育クラブでの生活の各場面における支援として、以下に示すような対応が望まれる。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
トイレ	職員トイレ、多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施などについて」（平成27年4月30日児童生徒課長通知）の別紙より

第6章 健康・安全に関する留意事項

1. 子どもの健康

1) 保育の環境は、温度、湿度、換気、採光等に十分注意し、保育室内の安全に配慮する。

また、室内は常に清潔を保ち、建物周辺についても、危険物等落ちていないか適宜点検し、美化に努める。

2) 子どもの健康状態を常に観察し、把握するよう努める。特に、低学年の子どもは、自

分の体調不良を訴えることが難しいので、いつもと違う兆候が見られたときは、保護者に連絡をとり、緊急時には医者に連れて行く等の対応をとる。

2. 事故防止・安全指導

- 1) 子どもはその発達の特徴から思わぬ事故にあいやすく、事故による傷害は子どもの心身に多くの影響を及ぼす。事故防止は保育の大きな目標であることを認識し、支援員は子どもの事故発生に関する知識を持つ必要がある。
- 2) 子どもの発達に合わせた安全指導の必要性を認識し、その実施に努める。また、交通事故の防止に配慮し、家庭・地域の諸機関との協力の下に交通安全指導を行う。
- 3) 災害時に備え、支援員は消火・通報・避難・誘導等の役割分担をしておく。子どもの発達に応じて避難訓練の目的・意義を理解させ、訓練に参加させる。支援員は避難訓練の意義を理解し、積極的に参加し、必要な機材・用具などの使用法を熟知しておく。
- 4) 支援員は、登下校時における不審者による被害を防ぐため、保護者への協力・理解を求めるなどの努力をする。緊急時は、支援員が家庭まで安全に送り、パトロールを行うなどの対応をとる。子どもには「子ども110番の家」などの存在を知らせ、防犯ブザーを持つ等、防犯についての意識をもたせる。また、施設への不審者の侵入による事件・事故の防止に努め、学校や警察などの諸機関、地域などへの協力を求める。
- 5) 障がいのある子どもについては、一人ひとりの状態に応じて安全、事故防止に配慮する。

3. 虐待への対応

1) 児童虐待とは

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に監護するものをいう。）が子どもの心や身体を傷つけたり健やかな成長発達を損なう行為をいう。児童虐待には以下の4つのタイプがあり、単独ではなく重複して起こることがある。

- (1) 子どもの身体に外傷を与える、その恐れのある暴行を加えること（身体的虐待）
例：叩く殴る蹴る、戸外に締め出す
- (2) 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を言うこと（心理的虐待）

例：言葉による脅かしや脅迫、きょうだい間での極端な差別扱い、面前での DV

- (3) 保護者として、子どもの心身の正常な発達を妨げるような養育や、監護を著しく怠ること（養育の放棄・怠慢（ネグレクト））

例：適切な衣食住の世話をしない、学校や病院に行かせない

- (4) 子どもにわいせつな行為をすること、させること（性的虐待）

例：性的いたずらや性的行為の強要、性器や性交を見せる

2) 児童虐待への対応

- (1) 支援員は「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」（児童虐待防止法第 5 条）と明記されていることから、支援員は子どもの表情や態度・言動、またお迎え時等の保護者の様子にも目を配り、以下のような不自然な点がないか意識をしながら保育に努める。

- ・ 発育障がいや栄養障害などの健康面
- ・ 不自然な傷や皮下出血、骨折、やけどなどの身体面
- ・ 脅えた表情・暗い表情・極端に落ち着きがない、笑いが少ない、泣きやすいなどの情緒面
- ・ 乱暴な言葉づかいや言葉の発達の遅れといった言語面
- ・ 食欲不振、極端な偏食、拒食、過食などの食事面
- ・ 理由のない欠席、不潔な身体や下着、病気や傷の治療を受けた形跡がないなどの不適切な養育態度
- ・ 子どもの日常生活についてあまり話したがらない、子どもの身体についての説明が不十分である、子どもの存在に否定的な態度を示す、必要以上にしつけが厳しくよく叱ることがあるなどの家族の態度

- (2) 子どもや保護者が話したことや観察事項等の事実関係の記録をする。家庭の状況に意識を向け子どもの様子を伝えることを通して保護者と連携を図る。

- (3) 児童虐待が疑われる場合は、その時々各自の気づきを職員間で情報共有する。

- (4) 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際は、児童相談所及び子ども家庭支援センターに速やかに通告しなければならない（児童虐待防止法第 6 条）。その上で、関係機関と連携をして学童保育クラブとして適切な対応をとる。また、児童虐待が疑われる子どもの個人情報を関係機関等に伝えることは、守秘義務違反にはあたらない（児童虐待防止法第 6 条第 3 項）

- (5) 児童虐待への対応は町田市子育て支援ネットワーク連絡会にて協議され、個別に関

係者会議が開催され、要請がある場合には学童保育クラブも出席する。なお、通告後に子どもや保護者の様子に変化があった場合は、子ども家庭支援センターに必ず報告し、常に子どもとその保護者を支援できるような体制づくりに協力する。

3) 被虐待児とその家庭への支援

(1) 学童保育クラブでの生活の中で被虐待児に対して留意点

通告で終わるものではなく、その後も学童保育クラブでの援助が必要となってくる。そのため支援員は、子どもの味方であることを伝え、「学童保育クラブでは自分の心身の安全が守られている」「話を聞いてもらえている」という安全感を持てる環境を保障し、子どもと信頼関係を築いていくことが大切である。

そのため私たちは、子どもの味方であることを伝え、子ども自身が「守られている」「話を聞いてもらえている」と安心感が持てるよう子どもとの信頼関係を築くことが大切である。

被虐待児は、自分自身の心身の安全を守るために、他児への攻撃行動や言動、パニック、自身を傷つける行為など表出することが多い。子どもの表面的な言動や暴力だけを取り上げて叱るのではなく、子どもが置かれている状況や抱える傷つき、葛藤を共感的に理解し、それを言葉で表現したり、「その場から離れる」「支援員に訴える」など代替りの行動を行ったりすることができるように支援していく。また、支援員の心と身体を傷つける行為に対しては、受容的な態度でしてはいけないことを伝える。大人が自らの思いや感情を適切に表現することで、子どもに適切な表現できるようモデルを示していく。自己肯定感を育むために、得意なことや好きなことなどその子のよさを見つけ、自信が持てるような機会をつくる。

(2) 家庭への支援

家庭への支援として、関係機関・専門機関と常に連携をとり保護者への支援を行う。保護者の人格を否定するのではなく、保護者の置かれている環境や背景を理解した上で受容・共感の立場に立ち気持ちに寄り添うこと、一緒に考えていく関係づくりが大切である。

4) 児童虐待を防止するために

子どもと支援員、保護者と支援員同士でコミュニケーションを取り信頼関係を作るとともに、保護者同士が個々の悩みを言い合えるような関係を築ける場をつくる。

保護者にとって学童保育クラブが相談しやすい場となるようにし、また、関係機関の情報提供を行う。

第7章 保護者と共にすすめる子育て

1、保護者を取り巻く状況と学童保育クラブ

学童保育クラブが位置づく「放課後児童健全育成事業」では、その他の子育て支援事業と同様に「保護者の児童の養育を支援する」ことや「保護者からの相談に応じ、必要な情報提供および助言を行う」（児童福祉法第21条9）ことをその役割としている。このことは、子育ての主体は保護者にあり、学童保育クラブは保護者の子育てを支援する立場にあることを意味している。

学童保育クラブに通う子どもと保護者の置かれている状況は、近年大きく変化してきている。勤務形態の多様化は、長時間労働、帰宅時間が遅くなることや土日以外が休日となり、学童保育クラブの開設時間との不一致も発生しており、ますます主体的に保護者が、子育てと向き合うことを困難にしている。また、雇用形態や家庭のあり方の多様化は格差と貧困を生み出し、あわせて病気療養・介護などの不測の事態を抱えている保護者も少なくない現状がある。

学童保育クラブは、子どもを真ん中に保護者の子育てを支援するとともに、忙しい中でも孤立した子育てとならぬように、地域の中でつながりを持ち、保護者同士が互いに支えあえる関係の中で、子育てができる環境づくりを支援することが重要である。

2. 保護者一人ひとりの子育てを支える支援員の役割

保護者はみな、子どもの健やかな成長を願い、わが子にとって学童保育クラブが、安全・安心の場で、毎日通いたいと思える場所であって欲しいと思っている。

学童保育クラブが、子どもの育ちと保護者の子育てを支援していくために、子どもとの関係構築は、学童保育クラブでの子どもの様子を日常的に伝え、また家庭での子どもの様子や保護者の願いを聞き取り共有していくことが重要である。

- 1) 子どもに関する情報を保護者と学童保育クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援する。
- 2) 働きながら子育てをする保護者が、昼間のわが子の姿を把握して成長を実感できるよう、連絡帳、通信、保護者会や懇談会、個人面談など様々な機会を通して子どもの様子を伝えていく。その際にはプライバシーへの配慮が必要である。
- 3) 日々の関わりの中で、保護者と話し合い、相談し合える関係を築くよう努める。保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保

護者の自己決定を尊重して対応する。子育ての悩みを抱える保護者の支えとなるよう心がける。

3. 子どもを真ん中に支援員と保護者、保護者同士が支えあい成長しあう場としての学童保育クラブ

学童保育クラブを利用する保護者が子育てをしていくうえでは、支援員との協力はもちろん、子どもが日ごろ生活している環境を理解し、子ども同士の人間関係や保護者同士の関係を構築しておくことが重要である。

学童保育クラブは、保護者が単に子どもを預ける場所ではなく、以下のような“場”となるよう運営していくことが必要である。

- 1) 集団生活の中での我が子の姿を発見する場。
- 2) 我が子を囲む仲間関係を発見、理解し、保護者自身もそのつながりに参加する場。
- 3) 様々な経験を持つ保護者同士が、お互いに悩みを出し合い、経験を共有し、成長しあえる場。

支援員は、保護者が忙しい中でも多様な形で学童保育クラブの“場”を活用でき、より主体的に子育てをおこなえるよう、日ごろのとりくみや行事の企画案を工夫し、その主旨や保護者のかかわり方を説明し、意見交換し、理解を得ておく必要がある。

保護者自身が学童保育クラブを通して子どもたちと知り合うこと、保護者同士で知り合うことは、学童保育クラブに我が子を通わせるうえでの大きな安心感となると同時に、学童保育クラブを卒会した後も子どもたちと保護者を支える地域社会の構築につながることへの意識が必要である。

4. 保護者会とのかかわり

保護者同士が、支援員とともに子育てを進める上で、保護者会を設けることは、子どもの保育環境の向上や保護者同士のつながりをより充実させ、支えあいにつながっていく。支援員は、保護者会の存在を尊重し、意見交換を密に行い、協力し合える関係を築くことが求められる。

第8章 学童保育クラブ支援員の役割と仕事

支援員は毎日の生活の中で子どもの命と健康を守り、「自ら成長していく主体」である子どもを支える存在であり、保護者が昼間就労等で家庭にいない間、保護者のかわりに子どもの放課後の生活を守る役割を担う。

1. 支援員の役割

1) 子どもが安心して過ごせる生活をつくる

子どもは、人から愛され、受け止められる安心感・安定感によって、人と共に生きる共同の力を身につける。

学童保育クラブは、子どもたちが放課後、家庭にかわり過ごす生活の場である。その中で、自分の居場所を見出し、安心できる人間関係を持てることが大切である。したがって支援員は、子どもたちが精神的・身体的にくつろいで生活ができるよう配慮しなければならない。そのために、一人ひとりの子どもと信頼関係を築き、思いを受けとめ、願いを実現できるように援助を行う。

2) 子どもの成長・発達を促し、援助する

学童保育クラブは、子どもにとって、遊びを中心とした生活の場である。子どもたちはその中で、主体的に活動をし、遊びや取り組みを通して成長をしていく。支援員は、子ども自身が主体性を持って様々な活動に取り組めるよう働きかけを行うことで、子どもの発達を促していく。

3) 働く保護者を支え、連携をはかる

学童保育クラブは、働きながら子育てをする保護者にとって、安心して働くための重要な場所である。支援員は、現代の家庭における子育ての悩みを、保護者と共有し寄り添っていく存在である。

4) 地域との連携をはかる

学童保育クラブは、地域に根差した子育ての場として存在する。支援員は、地域の様々な人たちと積極的に連携をはかることで、子育てネットワークづくりに貢献する。

2. 支援員の仕事内容

1) 健康管理・衛生管理・安全管理

(1) 健康管理

家庭および学校との連携を密にし、子どもの健康状態（アレルギーや既往症なども含む）の把握に努める。子どもの健康観察を丁寧に行い、体調が優れないときには休息を

させるなど、適切な対応をとる。子どもの異変にいち早く気が付くためには、不安や体調不良などを安心して支援員に伝えられる関係であることが重要である。

インフルエンザ等の感染症に対しては、情報収集を丁寧に行い、手洗い・うがいの徹底、換気、消毒などを行い予防に努める。疾病や怪我の場合には、速やかに保護者と連絡を取り、必要に応じて医療機関に搬送する。特に食物アレルギー・てんかんをもつ子どもについては、入会時に保護者と面談を行い、適切な対応をとる。

(2) 衛生管理

子どもたちが快適に過ごせるように、施設の衛生管理を行う。チェックリストをもとに、年間計画をたて、施設内外の日常的な清掃や整理整頓に努める。食品に関しては、賞味期限の確認、食中毒の防止等チェックリストに基づき衛生管理を行う。

(3) 安全管理

チェックリストをもとに、毎日施設の安全点検を行う。危険箇所、破損箇所をすばやく見つけることで、怪我のリスクを減らす。災害に備えて、家具の転倒防止やガラスの飛散防止などの措置を取るとともに、災害時には安全に避難ができるよう、毎月児童の避難訓練を行い、子ども自身が危機管理能力・対応力を高められるようにする。また、緊急時にすみやかに避難誘導等ができるよう、職員の模擬訓練を計画的に行う。

(4) 交通安全・帰宅指導

年間計画を立て、交通安全指導や不審者対応訓練を行う。子ども自身が危険を回避できるように、通学路の危険箇所の確認や、地域安全マップ等を作成する。日々の帰宅が安全なものになるように帰宅指導を行う。

2) 保護者との連携

(1) 保護者への支援

保護者が安心して子育て・就労ができるよう支援を行う。お便り・連絡帳・お迎え・電話・個人面談などで日々の子どもの様子を伝える。また、保護者会・懇談会を通して子どもたちの様子や課題、成長について話し合い、保護者同士の交流をはかる。

(2) 保護者会への支援

保護者同士がつながりを持ち、助け合い支え合える関係づくりの支援を行う。保護者会が円滑に運営できるように、役員会に参加し、よりよい学童保育づくりのための提案を行う。定例の保護者会や様々な行事を通して、保護者と支援員、更には保護者同士の交流を深め、協働の子育てを目指す。

3) 関連機関との連携

(1) 小学校との連携

子どもを共に育てるという視点で十分に連絡を取り合い、必要に応じて話し合いを持ち、また、小学校の施設・設備等を使用させてもらうなど積極的に連携をはかる。お互いに行事等の計画を周知し理解が深まるよう努める。

(2) 保育所・幼稚園との連携

子どもの成長発達において、必要に応じて、それまで子どもが生活してきた保育所等との連携をはかる。

(3) 地域の団体、子どもに関わる団体との連携

小学校で開催される新まちとも(放課後子ども教室)との打ち合わせを定期的に行い、運営協議会に参加し、連携を図る。

地域文庫・健全育成地区委員会・自治会・町内会・福祉施設など、地域の団体・子ども会等との連携に努める。

(4) 専門機関との連携

町田市子育て支援ネットワーク連絡会に参加し情報を共有する。また、児童相談所・教育相談所・教育センター・子ども家庭支援センター・児童相談所・医療機関等の専門機関や消防署・警察署・保健所等の連携に努める。

4) 日常の業務

支援員の主な業務は下記の通りである。

出欠席の確認	出欠席確認(連絡帳・電話等)
子どもの保育	遊びの援助、基本的生活の援助、人間関係の援助 けがの対応、掃除指導、取り組み・活動の援助
おやつ	購入、準備・片づけ、おやつ代管理、食物アレルギーの対応
会計・事務	物品の購入、小口現金の管理
保護者対応	電話対応、連絡帳、お迎え対応、懇談会・個人面談、お便り作成
施設管理	安全点検、衛生点検、火災点検、掃除、修繕
保育計画	日案・週案・月案・年間計画、行事計画の作成
保育記録	育成日誌・業務日誌、個人育成記録
研修	研修会・講習会への出席
会議	打合せ、職員会議・ケース会議
苦情対応	苦情の受理・解決

第9章 学童保育クラブ支援員の責務（倫理）

支援員は、国連「子どもの権利に関する条約」の条文を理解し、子どもの最善の利益を守る。特に保育の中で、意見表明権、表現の自由の権利、休息・余暇・遊び・レクリエーション活動の権利および文化的・芸術的生活への参加権等が保育実践の中で保障されるよう配慮する。

支援員は、子どもに対して身体的・精神的苦痛を与え、人格を傷つけることのないよう努めなくてはならない。また、子どもの性差や個人差に留意し、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないようにする。職務上知り得た、子どもや家庭に関するプライバシーは口外してはならない。個人情報取り扱いに十分注意し、漏洩することのないよう努める。支援員は、学童保育クラブを必要とする保護者の働く権利を保障しなくてはならない。支援員は、児童期の子どもの保育に関わる専門の力量を身につける教育・養成を必要とする。よい保育を目指すため、心身ともに健康であることが必要である。ケガ、病気を予防し、ストレスや疲労を蓄積しないよう努め、過労からくる精神疾患にかからないため心身のリフレッシュをはかり、職場内でいい人間関係をつくらなくてはならない。

<改定履歴>

2012年3月 3日 初版

2019年6月16日 一部改訂（第二版）

- ・虐待への対応、アレルギー・てんかんについて追記

2020年6月21日 一部改訂（第三版）

- ・あそびの意義と配慮事項、特別な援助を必要とする子どもへの配慮、保護者とともにすすめる子育てについて追記

2022年6月25日 一部改訂（第四版）

- ・対象学年が小学生になったため、3年生が最高学年としていた集団生活での配慮事項の視点を見直す
- ・5・6年生は学年で表記、高学年を上級生と表記を変更